平成２４年（フ）第２０７４号
愛知県春日井市鳥居松町３丁目53番地　高木グリーンハイツ202号
破産者　吉田　憲子
1　決定年月日　平成25年８月28日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２５年（フ）第４８６号
名古屋市緑区鳴子町４丁目56番地　鳴子団地18棟101号、従前の住所名古屋市港区川西通５丁目11番地の３　ファミリアーレ正保南701号
破産者　若尾　里加
1　決定年月日　平成25年８月28日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２５年（フ）第８３１号
名古屋市天白区平針南２丁目1002番地　平針住宅４街区Ｂ棟506号
破産者　菊池日出男
1　決定年月日　平成25年８月28日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２４年（フ）第９５７号
京都市山科区勧修寺平田町55番地の５
破産者　創英通信こと　三好　康夫
1　決定年月日　平成25年８月28日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２５年（フ）第１６６号
京都市左京区岡崎天王町76番地19
破産者　京都保存修復研究所こと　生田　敦夫
1　決定年月日　平成25年８月28日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２５年（フ）第４４１号
京都市下京区西酢屋町10番地
破産者　青山宣伝企画こと　青山　正義
1　決定年月日　平成25年８月28日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２５年（フ）第１２３６号
大阪市住吉区我孫子東３丁目10番６―507号
破産者　ヨシダ刃型こと　吉田　英嗣
1　決定年月日　平成25年８月28日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２５年（フ）第３００号
神戸市中央区花隈町17番27―801号
破産者　キュージーヌ金澤こと　金澤　和敏
1　決定年月日　平成25年８月28日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
神戸地方裁判所第３民事部

平成２４年（フ）第３２５号
岡山県倉敷市藤戸町天城2516番地
破産者　秋山　康弘
1　決定年月日　平成25年８月28日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
岡山地方裁判所倉敷支部破産係

平成２５年（フ）第１１号
福岡県大川市大字大橋610番地18
破産者　村田　浩紀
1　決定年月日　平成25年８月28日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
福岡地方裁判所柳川支部破産係

平成２５年（フ）第３５号
宮崎県小林市野尻町東麓3146―８、住民票上の住所宮崎県小林市野尻町東麓3143番地
破産者　川原　美紀
1　決定年月日　平成25年８月28日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
宮崎地方裁判所都城支部

平成２５年（フ）第５号
鹿児島県鹿屋市上谷町７番９号、前住所鹿児島県鹿屋市笠之原町7503番地５
破産者　小薄　文則
1　決定年月日　平成25年８月28日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
鹿児島地方裁判所鹿屋支部破産係

平成２５年（フ）第１３６号
沖縄県那覇市前島３丁目14番１号
破産者　稲嶺　盛人
1　決定年月日　平成25年８月28日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
那覇地方裁判所民事第３部

平成２４年（フ）第４８８号
北海道札幌市東区北33条東９丁目３番９号
破産者　高橋　政次
1　決定年月日　平成25年８月29日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
旭川地方裁判所民事部

平成２５年（フ）第１７９号
北海道旭川市東光10条３丁目３番31―1042号市住1042号
破産者　清水　由香
1　決定年月日　平成25年８月29日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
旭川地方裁判所民事部

平成２５年（フ）第３３号
釧路市興津１丁目11番354号
破産者　西川　能裕
1　決定年月日　平成25年８月29日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
釧路地方裁判所

平成２５年（フ）第３１号
宮城県石巻市大森字内田１番地23　仮設大森第二団地１－１号、前住所宮城県石巻市南中里４丁目５番18号　村松住宅
破産者　平塚　和子（旧姓歌書）
1　決定年月日　平成25年８月29日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
仙台地方裁判所石巻支部破産係

平成２５年（フ）第１７６号
静岡県浜松市天竜区水窪町奥領家3139番地
破産者　諸澤　峰明
1　決定年月日　平成25年８月29日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
静岡地方裁判所浜松支部破産係

平成２５年（フ）第５０号
長崎県大村市諏訪２丁目507番地129コーポイチノセＧ棟、前住所長崎県大村市西本町748番地11　オーガストマンション701号
破産者　今里　英喜
1　決定年月日　平成25年８月29日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
長崎地方裁判所大村支部破産係